

営繕工事の生産性向上等の取組

北陸地方整備局営繕部
平成29年7月

公共建築工事において

- 「1. **発注者の役割**」を明確にし、
「2. **その役割を果たすための方策**」
を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正 (発注者責務の規定)
○ 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村割で技術者ゼロ)
○ 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)
○ 一方で、公共建築工事において、**発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況**

1. 発注者の役割

A : 企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)

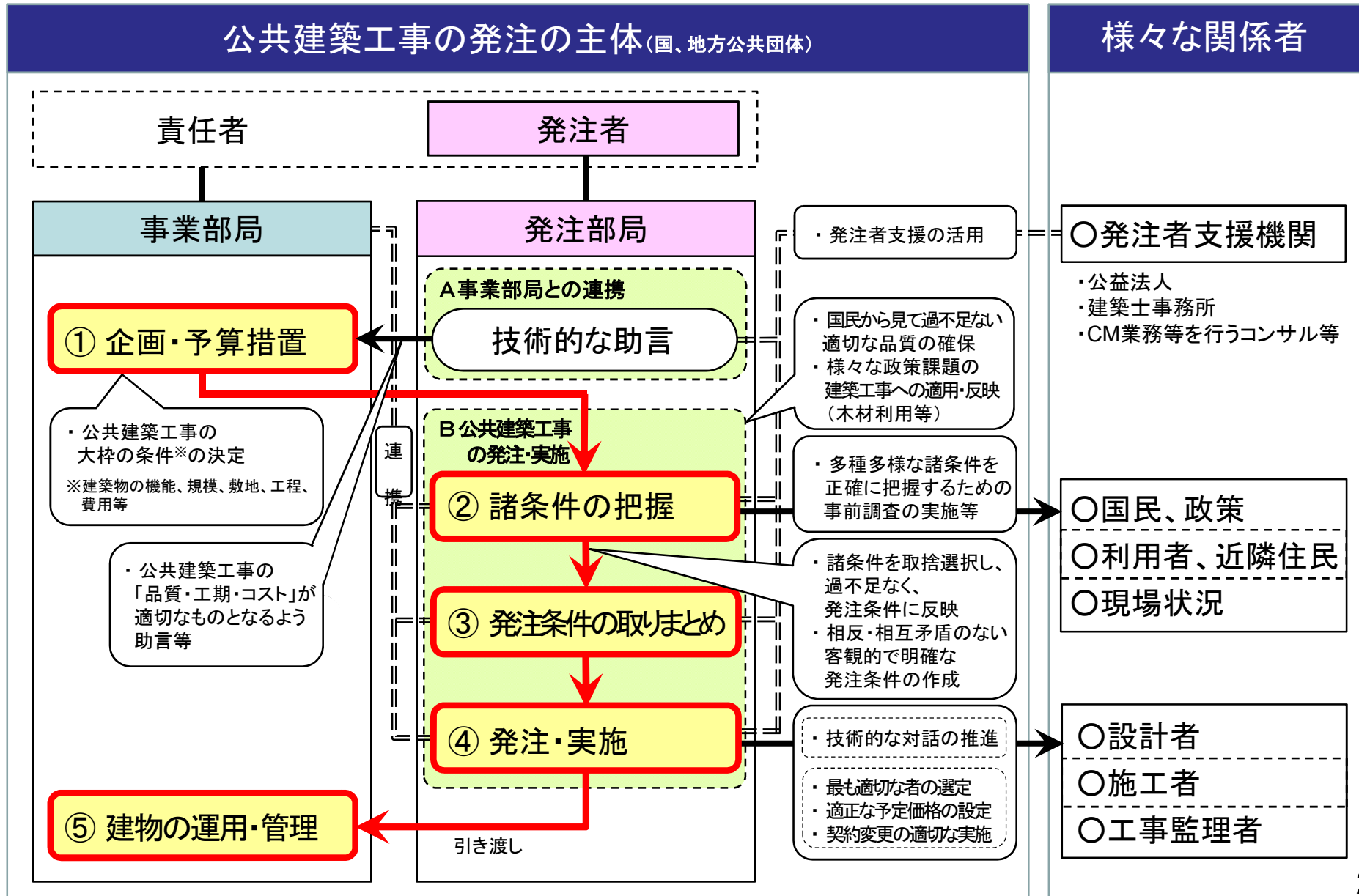
B : 公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映 企画・予算措置を行う事業部局との連携
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

⇒ それぞれの公共建築工事の適切な実施に資する 1



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。

品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律) を踏まえた官庁営繕の主な取組

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- ▶ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- ▶ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

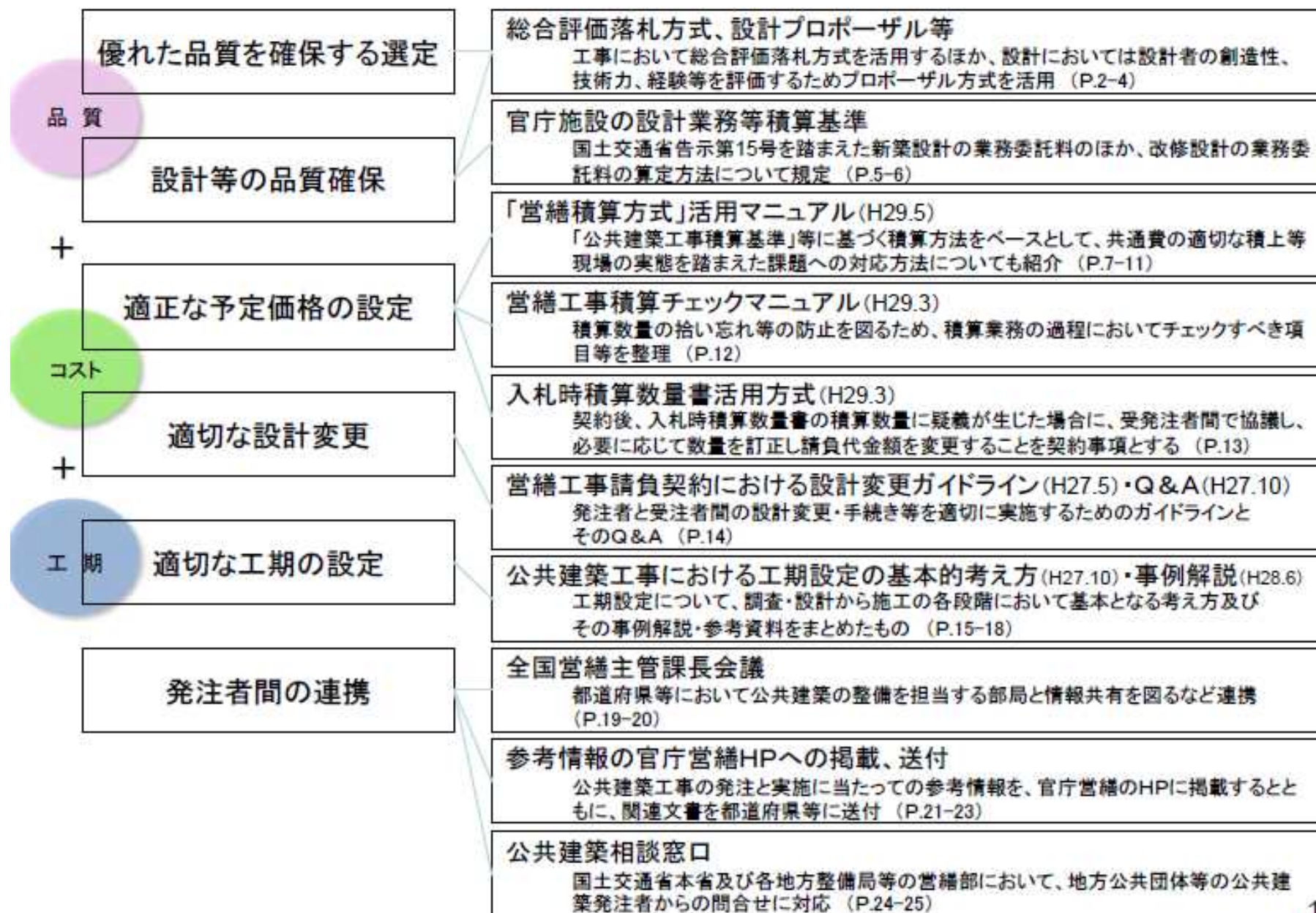
⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。

品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組



適正な予定価格の設定

○ 営繕工事では、実勢価格や現場実態を的確に反映して適正に予定価格を設定。

【共通費】

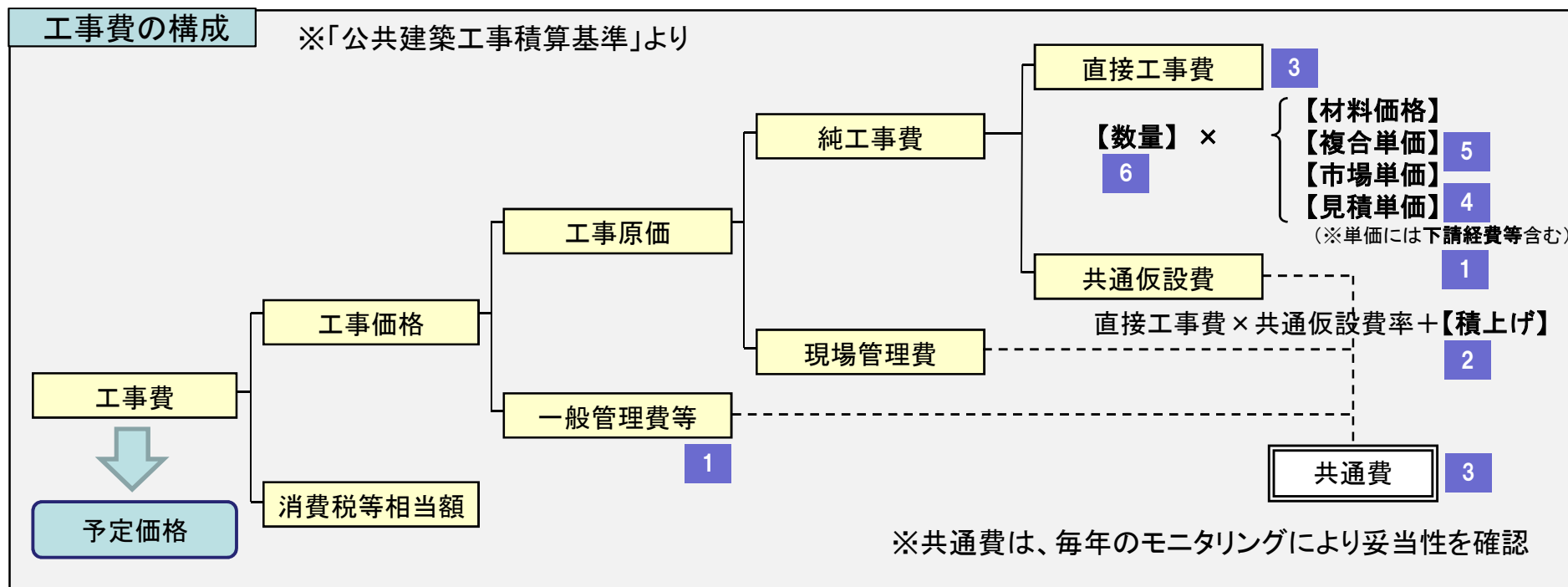
- 1 一般管理費等率及び下請経費率の改定
- 2 現場実態を反映した共通仮設費の算定及び条件明示
- 3 土木工事と建築工事の工事費の構成割合

【単価】

- 4 見積単価設定について
- 5 工事量が少量、僅少等の場合の単価補正等

【数量】

- 6 入札時積算数量書活用方式の導入



○ これらの取組を含め、公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をとりまとめた『営繕積算方式』を地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進。

1. 一般管理費等率などの改定

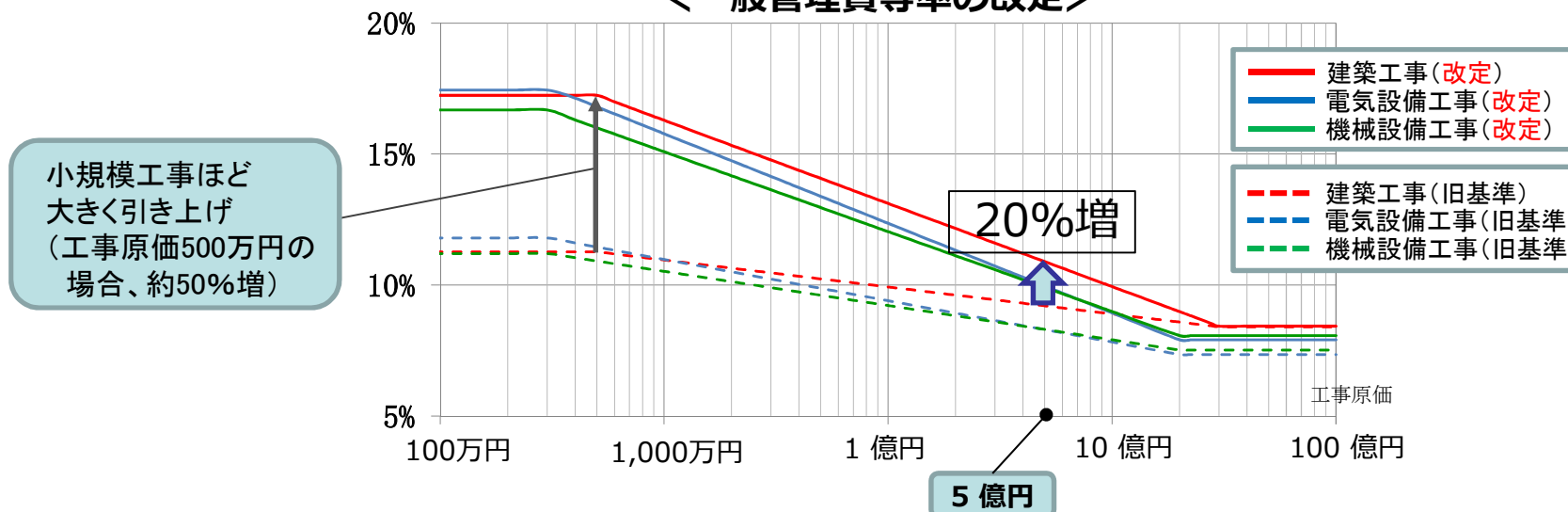
- 建設企業の財務実態調査結果等に基づき
一般管理費等率(元請企業の経費) 及び 下請経費率を引き上げ
- 平成29年1月以降の入札公告案件から適用(営繕工事)

- 一般管理費等率：20%増
- 下請経費率：25%増

⇒ 今回の改定により、**工事費は約2.6%増**

※延床面積3,000㎡程度、建築工事で約5億の場合の総工事での試算

＜一般管理費等率の改定＞



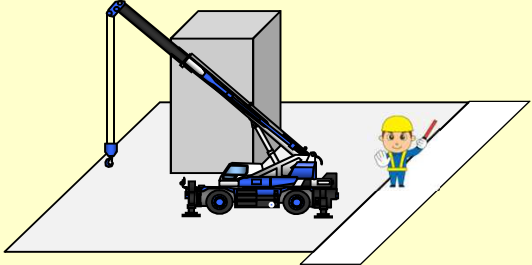
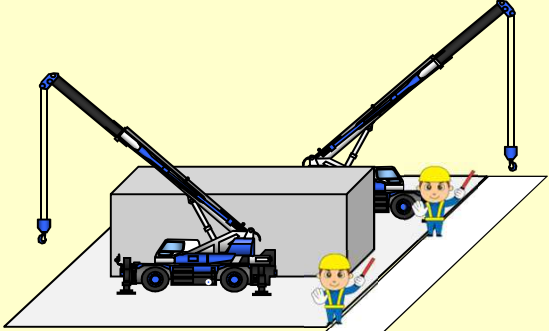
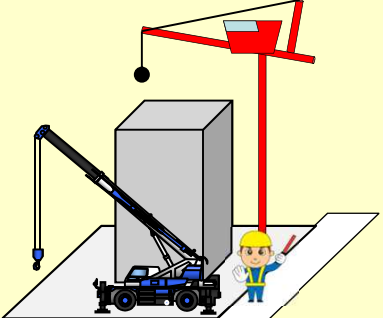
2. 現場実態を反映した共通仮設費の算定及び条件明示

- 建物規模(延床面積)は同じであっても、建物形状や敷地形状、工期等が異なる場合、必要となる揚重機や交通誘導警備員数も異なるため、適切な条件明示及び個別計上が重要。

※上記以外に個別に積上げて共通仮設費に加算する項目

敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、仮囲い、工事中道路、除雪等

積上げ費用のイメージ

【ケース1】	【ケース2】	【ケース3】
<p>【現場条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 標準的な工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量少ない <p>【揚重、交通誘導の共通仮設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ホイールクレーン1台、6ヶ月設置 ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置 	<p>【現場条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 厳しい工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量多い <p>【揚重、交通誘導の共通仮設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ホイールクレーン2台、4ヶ月設置 ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置 	<p>【現場条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 標準的な工期、敷地が狭い、前面道路は交通量少ない <p>【揚重、交通誘導の共通仮設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置 ◆ ホイールクレーン1台、2ヶ月設置 ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置
		
<p>費用の比較</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 揚重 1.00倍 ◆ 交通誘導 1.00倍 	<p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 揚重 1.33倍 ◆ 交通誘導 1.54倍 	<p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 揚重 1.45倍 ◆ 交通誘導 1.00倍

3. 土木工事と建築工事の工事費の構成割合

- 下請経費等や器材の運搬費等については、土木工事と建築工事の工事費の構成上、計上箇所が異なるものの、いずれも工事費は現場実態を的確に反映して設定。
 - ・下請経費等は、土木工事では現場管理費に計上されるが、建築工事では直接工事費に計上している。
 - ・器材の運搬費等は、土木工事では共通仮設費に計上されるが、建築工事では直接工事費に計上している。
- 建築工事は、工種が多岐にわたり、下請経費等や器材の運搬費等は工種ごとに異なることから、現場の実態を適切に反映できるよう、直接工事費の工種ごとに計上している。

工事費の構成割合の概念図

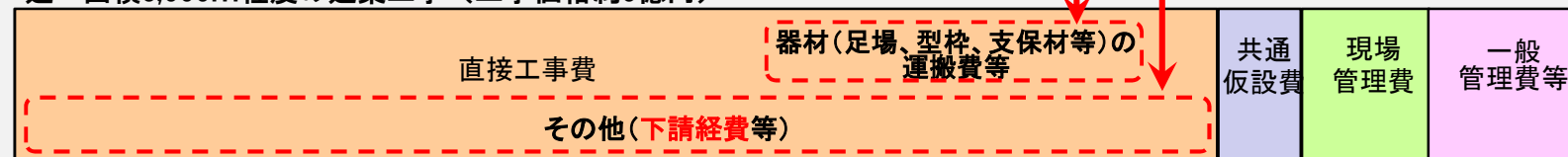
土木工事

道路改良工事（工事価格約5億円）



建築工事

延べ面積3,000㎡程度の建築工事（工事価格約5億円）



土木工事では、器材の運搬費等は共通仮設費に含まれる。

土木工事では、下請経費等は現場管理費に含まれる。

- 建築工事では、下請経費等や器材の運搬費等が直接工事費に含まれるため、工事費に対する直接工事費の割合は、土木工事の割合と異なる。

- 予定価格の設定方法については、各種積算基準に明示(下請経費等の計上方法を含む)し、HPIにて公表。

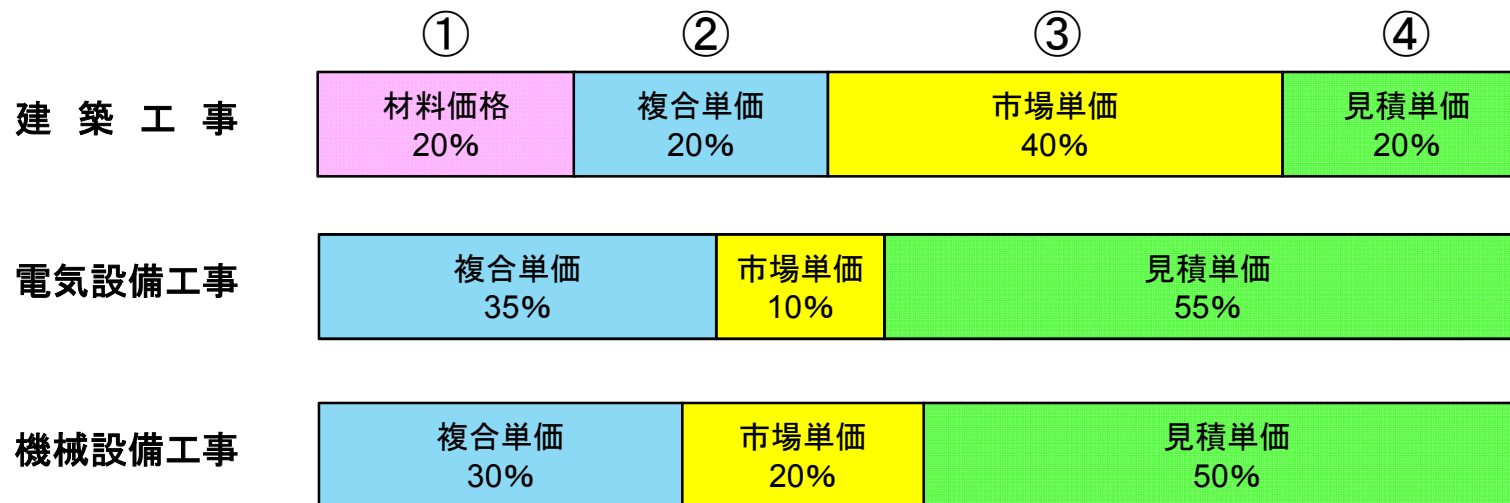
(例) 下請経費等を含む「その他」の率(複合単価の場合)

地業:(労+雑)×20~30%、タイル:(労+材)×16~24%、内外装:(労+材+雑)×15~23% ← **工種ごとに設定**

※「労」は「労務費」、「材」は「材料費」、「雑」は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

4. 見積単価設定について(1)

- 営繕工事の工事費積算においては、材料価格、複合単価、市場単価及び見積単価を活用。
 - 営繕工事は、工種が多岐にわたり、刊行物掲載価格である材料価格、市場単価や、あらかじめ設定しておく複合単価のみでは不十分であり、適正な工事費を算出できないことから、工事ごとに見積単価の設定が必要。
- ※ 見積単価は、複数の製造業者や専門工事業者等からの見積書の価格を参考にして設定する単価。



直接工事費の単価種別による構成比 (RC-4階、3,000㎡モデル庁舎により試算)

① **材料価格** (刊行物掲載価格)

材料費のみを直接計上する単価
(例:コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等)

③ **市場単価** (刊行物掲載価格)

材料費、労務費、下請経費等を含む単位工事量当たりの取引価格(元請けと下請け間)を調査し、作成した単価

② **複合単価** (標準単価積算基準)

材料費、労務費※、機械器具経費、下請経費等の組合せにより作成する単位工事量当たりの単価
※設計労務単価を採用

④ **見積単価** (製造業者等)

複数の製造業者・専門工事業者等からの見積(下請経費等含む)の収集により作成する単価

4. 見積単価設定について(2)

見積単価の適切な設定

- 見積単価は、市中における取引価格を把握した上で、適切に設定する必要がある。
- 見積単価は、製造業者又は専門工事業者から見積書を収集し、下記「見積書の確認(例)」を参考に、製造業者等に対するヒアリング等により実勢価格帯を把握し、その結果を踏まえ、見積書の価格を適切に補正し、設定。

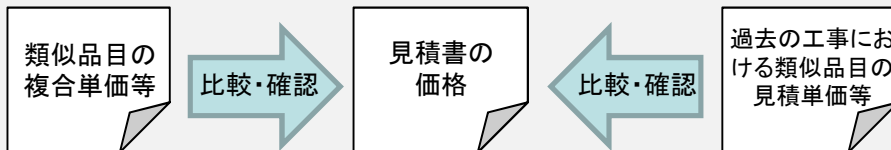
ヒアリング等による見積書の確認(例)

【見積書の条件の確認※】 ※発注者側が提示した条件との適合確認等

- ✓ 見積書の内容が、見積書の提出依頼の際に提示した仕様書や図面、数量、見積条件書等に基づき、過不足のないものとなっているか確認。
- ✓ 見積書の材料費と労務費のそれぞれの内容が、施工実態を踏まえた過不足のないものとなっているか確認。

【見積書の価格の比較・確認】

- ✓ 類似品目の複合単価や、刊行物、カタログ等掲載の類似品目の単価等と比較して確認。
- ✓ 過去の工事で個別に設定した類似品目の見積単価等と比較して確認(価格変動の動向や施工条件の違いに留意)。



- ・実勢価格帯の把握
- ・見積書の価格の補正

見積単価の設定

見積書(標準書式)

見積条件や範囲を明示して製造業者等に提示

注意事項

- 一定係数に乗じた減額や一定額の減額は行わない。
- 事業費削減を目的とした減額は行わない。

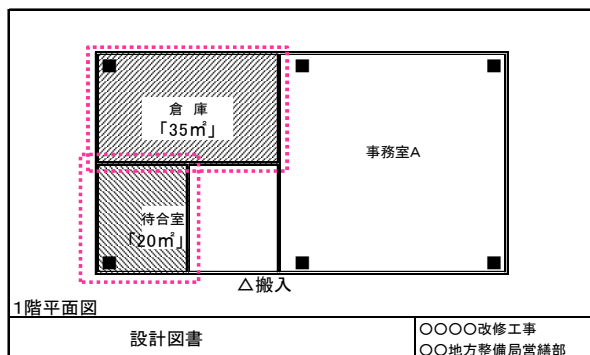
5. 工事が少量、僅少等の場合の単価補正等

- 庁舎を使用しながらの改修工事の場合は、執務環境に配慮等した施工を行うことを前提として単価の補正を行う。
- 加えて、工事が少ない場合(少量施工、僅少施工)は、作業効率がさらに低下すること等を考慮して必要な費用を算定する。

《少量(概ね100㎡以下)施工の積算方法》

改修工事に用いる割増単価にさらに割増係数を乗じる。

- 施工条件等により同一に施工できる各部位の施工数量が少量(概ね100㎡以下)の場合、改修工事に用いる複合単価及び市場単価にさらに割増を行う。



例) 工程上、同一に施工できるビニル床タイルの施工数量が55㎡の場合

単価 1,560円 × 1.3 = 2,028円/㎡ → 2,030円/㎡
 価格 2,030円 × 55㎡ = **111,850円**

>

(参考) 少量施工を考慮しない場合
 価格 1,560円 × 55㎡ = **85,800円**

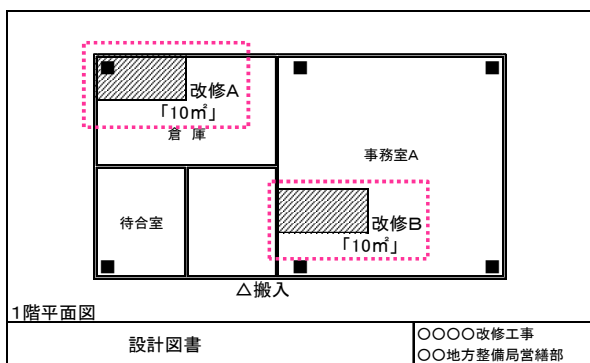
※2017.4 刊行物掲載価格を使用。

- ※ 施工数量については、床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計数量とする。
- ※ 割増係数は1.3を基本として適切に設定する。

《僅少(概ね10㎡以下)施工の積算方法》

最低限必要な人工数(1人工)と材料費等を計上する。

- 施工条件等により同一に施工できる各部位の施工数量が僅少(概ね10㎡以下)の場合、施工に最低限必要な単位の労務(1人工)、材料及び機械器具等の費用を実状に応じて計上する。



例) 工程上、同一に施工できないビニル床タイルの施工が2カ所(10㎡ずつ)ある場合

労務費 20,400円 × 1人工 = 20,400円
 材料費 845円/㎡ × 10㎡ = 8,450円
 その他 (20,400円 + 8,450円) × 0.19 = 5,482円
 小計 34,332円 (1カ所あたり)
 合計 34,332円 × 2カ所 = **68,664円**

>

(参考) 僅少施工を考慮しない場合
 価格 1,560円 × 20㎡ = **31,200円**

※2017.3 設計労務単価(熊本県)を使用。

- ※ 施工数量については、1日あたりの施工量を考慮して設定する。

6. 営繕工事における入札時積算数量書活用方式の導入

背景

従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

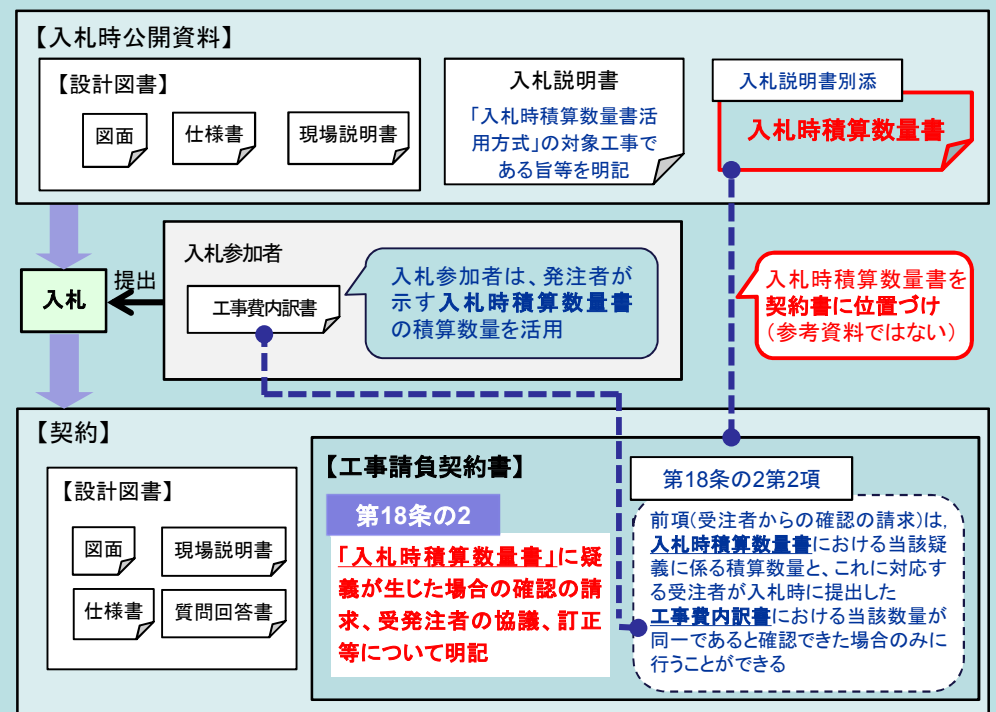
入札時積算数量書活用方式

概要

○契約後、発注者の積算数量(入札時積算数量書)に疑義が生じた場合、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項とする。

《積算数量の位置づけの明確化》

○平成28年4月からの試行結果を踏まえ、平成29年4月から本実施(営繕工事)。



普及・促進

平成29年4月からの本実施について、地方公共団体等に周知、引き続き、公共建築相談窓口での相談対応等を通じ普及・促進。

◆ 施工条件明示について (平成14年5月30日付 国営計第24号)

明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明示事項	明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等 	仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 	建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 	工事支障物等	<ol style="list-style-type: none"> 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 	排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置 	薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
		その他	<ol style="list-style-type: none"> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

◆仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

■ 「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている(契約書第1条第3項を参照)。これは「**自主施工の原則**」とも言われている。

■ 「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、**設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」と言う。**

■ 「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。**「指定」以外は、「任意」と言う。**

【「指定」・「任意」の考え方】

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない(※1)	変更にあたって発注者の指示は必要ない (施工計画書等の修正は必要)	設計変更の対象とならない	<u>設計変更の対象となる</u>

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

【設計変更の対象となりうる「任意」の仮設・施工方法(例)】

※設計変更ガイドラインQ&A(案)P10,11,12より

《事例1》

重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に記載の無い敷鉄板等の仮設物が必要となった場合

- 明示していない**仮設物は任意**であるため、原則として**設計変更の対象とならない**。
- ただし、以下のような場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となることもある。
 - ・工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合

《事例2》

雨水排水管等の地下埋設物の設置に当たり、発注者はオープンカット(任意)によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案があった場合

- 土留の**施工方法は任意**であるため、受注者の提案は、原則として**設計変更の対象とならない**。
- ただし、以下のような場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となることもある。
 - ・発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合
 - ・当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合

《事例3》

施工条件の変化により、タワークレーンの仕様等とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合

- 施工方法は任意**であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として**設計変更の対象とならない**。
 - ただし、以下のような場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となることもある。
 - ・発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合
 - ・当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合
- ※タワークレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて変更を行うこととなる。

「営繕積算方式」の普及・促進

○学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するため『営繕積算方式活用マニュアル』を普及・促進

・ **直轄工事(営繕工事)の積算手法**を地方公共団体へ**情報提供**し、個別相談等に**丁寧に対応**

『営繕積算方式』

- **現場実態**に合った共通仮設費の積上 ⇒(※1)
- 適切な**工期設定**や市場価格との乖離が認められる工種の**見積活用** ⇒(※1)
- **物価上昇**等への的確な対応 ⇒(※2)

積算の見える化

- **共通仮設の積上項目**の明確化
 - ・設計図書等への条件明示、公開数量書に明記（設計変更可能）
- 「**見積活用方式**」の適用の明確化
 - ・入札説明書等に明記

共通費の調査

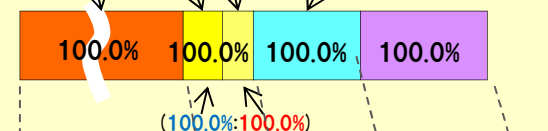
- 共通仮設費及び現場管理費の実態調査 ⇒ **適切な積上げ**で対応可能

地方公共団体等への普及・促進

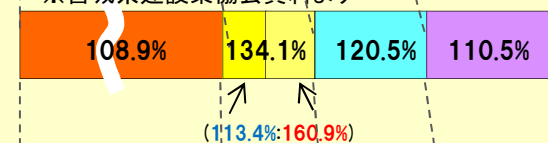
- 「**営繕積算方式活用マニュアル**」を作成し、**臨時説明会**等で普及・促進
- 「**公共建築相談窓口**」において、**個別事案の相談**に**丁寧に対応**
- **積算情報(単価等)の共有**
- **設計や建設業の各団体に説明会**を実施

《 積算例 》

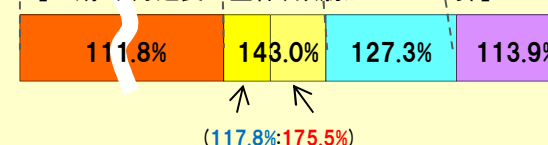
◆ **標準積算(H26.04) [100.0%]**
 【市場単価、標準的な共通仮設積上げ
 (揚重機スポット、仮囲い、交通誘導警備員)】
 直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等
 (率:積上)



◆ **(※1) 被災地状況を反映 [111.0%]**
 【実勢単価(見積活用)+共通仮設の積上げ
 (揚重機月極調達等)+工期連動(3ヶ月加算)】
 ※宮城県建設業協会資料より



◆ **(※2) 工期延期+価格変動 [114.6%]**
 【工期1ヶ月延長+型枠、鉄筋加工10%上昇】



低入札価格調査基準の見直し

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の適用の見直しについて

- H29年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、直接工事費のうち、労務費の算入率を現行の95%から100%に変更する。

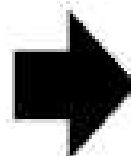
現行

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08



H29.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- | | |
|------|------|
| 機械経費 | 0.95 |
| 労務費 | 1.00 |
| 材料費 | 0.95 |
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08

国交省官庁営繕では、関連建設業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について検討し、「**営繕工事における工期設定の基本的考え方**」として取りまとめました

「営繕工事における工期設定の基本的考え方」のポイント

● 工事の品質、安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件等を踏まえ、**適切に工期を設定する**

● 工期の設定及び確保のため、**発注者が取り組むべき事項を明確化**

・ 設計図書と施設の現況に不整合を生じさせないよう**図面審査の確実化**

・ **施工条件明示を設計図書等に記載実施**

・ 建設資材や労働者の確保等の準備、躯体工事、仕上げ工事、設備工事等工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、**実情に応じた工期の設定**

・ 複数工事が実施される場合は、全体の工程に遅延が生じないように、**各工事間の調整を適切に実施**

● 施工条件に関して、設計図書と工事現場の不一致、想定外の事象の発生その他必要と認められるときは、**工期延長等のための契約変更を適切に実施**

◎ 本年度も引き続き、業界団体や各発注者(国、地公体等)との意見交換を行い、適切な工期を確保するための**マネジメント手法について検討し、公共建築工事全般に適用できるよう拡充を行う予定**

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(以下、26年版ガイドライン)』を策定した。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』を改定した。

- ◇主な改正点・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
・Q&A は、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、
地方公共団体等に対して周知（H27.9月末）

◆受注者の留意事項

- 受注者は契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(補足)「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。(公共建築工事標準仕様書より)

◆発注者の留意事項

- 発注者は契約書第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

◆工事請負契約書第18条(条件変更等)に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、監督職員に**通知し**、その確認を**請求**しなければならない。

■ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(第18条第1項の二)。

例) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。
建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。

■ 設計図書の表示が明確でない場合(第18条第1項の三)。

例) 図面の記載内容が読み取れない場合。

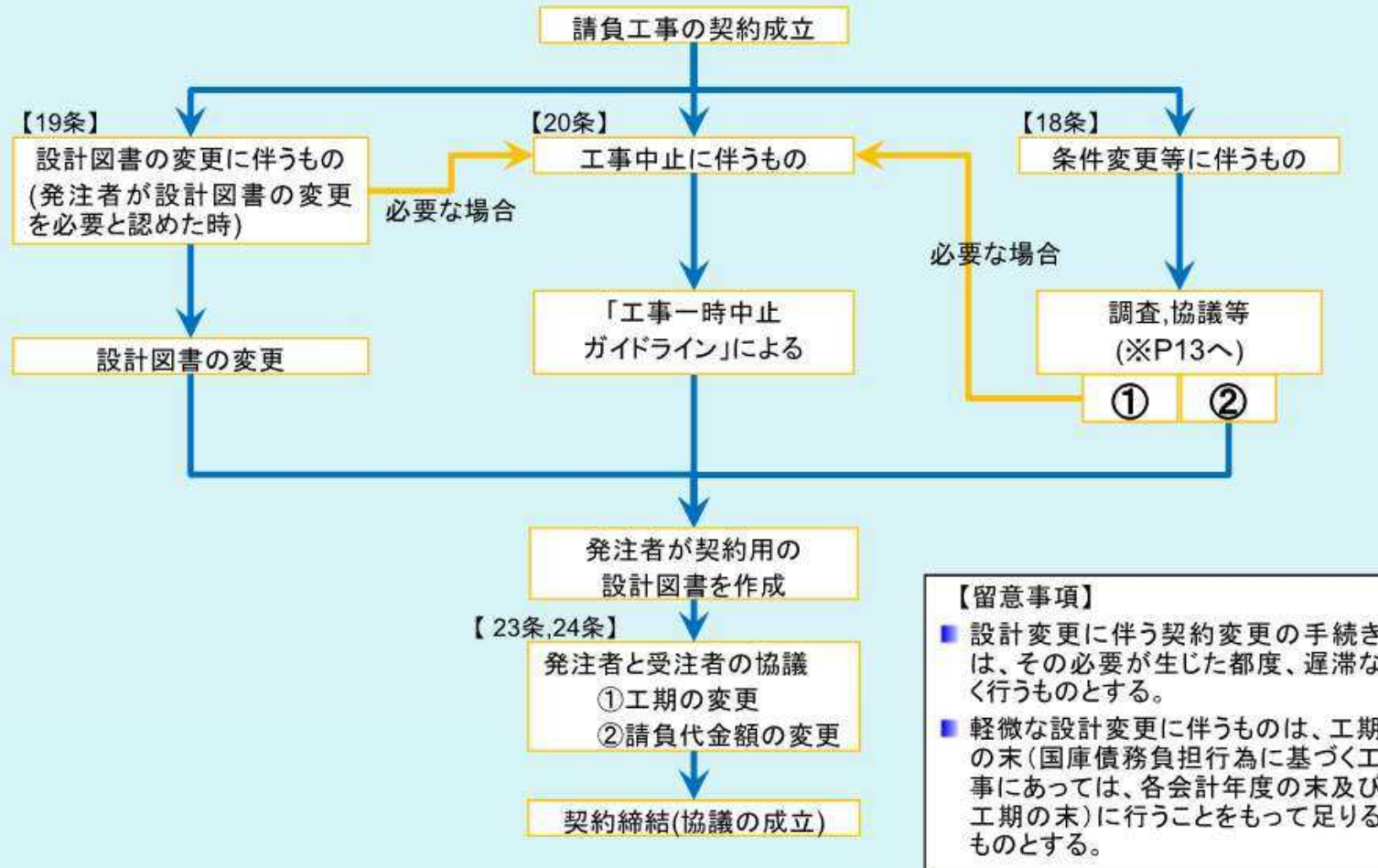
■ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(第18条第1項の四)。

例) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合。
施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合。
設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合。

■ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(第18条第1項の五)。

例) 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。

設計変更手続きフロー（全体）



◎営繕工事における工事関係図書等に関する効率化

公共工事の品質確保の促進に関する法律等により、工事の品質を担保するために必要な書類の提出を求めています。法令や契約書に基づく書類は原則提出ですが、**設計図書(標準仕様書、現場説明書等)で規定している書類については、事前協議により提出を省略することができます。**

書類提出の根拠

法令及び契約書

- (例)
- 現場代理人等通知書
 - 施工体制台帳
 - 実施工程表
 - 火災保険等加入報告書

設計図書(標準仕様書、現場説明書等)

- (例)
- 施工計画書(全体、工種別)
 - 緊急連絡体制表
 - 各種資格者通知書
 - 主要資材、機材発注先通知書
 - 工事安全計画書
 - 工事材料検査願
 - 確認・検査請求書
 - 休日夜間作業通知書
 - 工事進捗状況報告書
 - 工事材料搬入報告書
 - 材料の品質等を証明する資料
 - 産業廃棄物管理表
 - 施工報告書
 - 工事写真

効率化の考え方

◎原則として全て提出。ただし、下記の書類は省略できる。

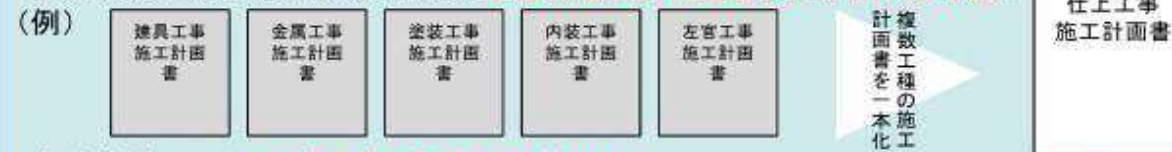
- ・下請負人通知書【契約書7条】
建設業法に基づき、下請けがある場合は施工体台帳を作成することとなるため、その提出を以て代えることができる。
- ・工事材料検査願【契約書13条】、立会い請求書【契約書14条】
協議により検査日や立会い日を設定の上、施工計画書や実施工程表に記載すれば省略可。

◎以下の考え方にに基づき、省略できるものがある。

- ・事前協議により、**施工計画書**や**実施工程表**(週間・月間)に記載すれば省略可能。



- ・工事規模や少量の材料等に応じ、**工種別施工計画書**をまとめて作成可能。



- ・事前協議により、**工事写真**の提出で代替可能。



工事書類の簡素化の取組-2

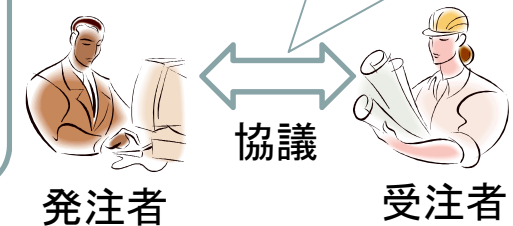
■ 工事契約直後に簡素化できる書類を受発注者間で協議することを徹底

- 工事関係図書一覧表【工事書類簡素化対応】(様式)を使用し受発注者間で協議。

No.	時期	書名	簡素化等	作成			簡素化の執行
				発注者	受注者	発注者	
20	工事中	実施工程表	標準仕様書		○	○	
21	工事中	下請納入通知書	工事採択契約書第4条		○	○	発注者が提出を求めた場合のみ提出
22	工事中	主要部・機材発注書	標準仕様書		○	○	主要部・機材発注書を施工計画書又は機材発注書に記載することで省略
23	工事中	工事安全計画書	現場説明書		○	○	
24	工事中	施工計画書	標準仕様書		○	○	工種別の施工計画書は、各工種の工事量が少額の場合は、複数の工種をまとめて作成し、提出

■ 施工計画書の作成を効率化

- 施工計画書の作成対象、簡素化(複数の工種をまとめて作成、省略)を協議。
- 工種別施工計画書一覧(協議用)(様式)を使用し、受発注者間で協議。



■ 施工計画書の記載例を活用

- 施工計画書において「何を」「どの程度」記載すべきかを例示。
- 受注者の負担軽減と受発注者間の記載内容の明確化。
- 現在、「総合施工」、「工事安全」、「塗装工事」、「屋内配線工事」及び「配管工事」を作成。

※上記については、北陸地方整備局営繕部HP『「営繕工事における工事関連図書の簡素化(平成28年7月版)、効率化のための「施工計画書の記載例(平成27年7月版)」の施行』で公開しています。

○簡素化できる書類を受発注者間で確認することを目的に工事契約直後に協議

工事関係図書一覧表【工事書類簡素化対応】

工事名称		協議日	
協議者	(受注者)		(発注者)

注 意：提出先数の数量には、受注者保管分は含まれていない。

番号	提出書類名	提出先		提出時期	根拠規定等	備考	簡素化の試行	当該工事提出書類	
		契約・ 会計総 務	保監 金沢					対象書類 (●は必 須)	簡素化対応
I. 契約時									
1-1	工事工程表	1	1	契約後 14日以内	契約書第3条			●	
1-2	請負代金内訳書	1	1	契約後 14日以内	契約書第3条			●	
1-3	現場代理人等通知書	1	1	契約後 速やかに	契約書第10条			●	
1-6	緊急連絡体制	—	1	着工前	現場説明書 (公共建築工 事標準様式)		緊急連絡の体制を施工計画書に記載することで省略	●	□
1-7	前払金請求書	1	1	前払金請求時	契約書第34条			□	
1-8	電気保安技術者通知書(資格及び経歴書)	—	1	着工前	特記仕様書・ 標仕1章	電気工事がある場合全て	電気保安技術者に必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を施工計画書に記載することで省略 又は電気保安技術者通知書のみとし、施工計画書等他の書類への重複記載は不要とする。	□	□

工種別施工計画書一覧(協議用)【電気設備工事】

当該工事において、該当する施工計画書の「当該対象」欄を「●」とし、簡素化が可能であれば「簡素化対象」欄を「●」として下さい。

※ 簡素化とは、以下の対応とする場合。

- 1) 工事量が少量施工の場合は、複数の工種をまとめて作成すること。
- 2) 工事量が僅少の場合は、省略すること。

工種	各種施工計画書(参考)	提出(必須)	当該対象	簡素化対象(※)
共通	総合施工計画書	●		
	安全計画書	●		
	仮設計画書	●		
電気設備工事	配管配線工事施工計画書 <small>(スリーブ、コア抜き、ラック、ダクト等を含む)</small>	○	○	○まとめて作成 ○省略
	停電作業施工計画書	○	○	○まとめて作成 ○省略
	搬出入施工計画書	○	○	○まとめて作成 ○省略
	各機器据付施工計画書 <small>(搬入計画、耐震施工等を含む)</small>	○	○	○まとめて作成 ○省略
	屋外据付施工計画書 <small>(土工事、地中線路、架空線路、接地工事等を含む)</small>	○	○	○まとめて作成 ○省略
	各試験計画書 <small>(電気工作物自主検査要領、試運転計画、総合施工計画書等を含む)</small>	○	○	○まとめて作成 ○省略
	総合試運転調整計画書	○	○	○まとめて作成 ○省略
	機器設置施工計画書	○	○	○まとめて作成 ○省略
	防火区画貫通、耐火処理施工計画書	○	○	○まとめて作成 ○省略
	その他 ()	○	○	○まとめて作成 ○省略
その他 ()	○	○	○まとめて作成 ○省略	
その他 ()	○	○	○まとめて作成 ○省略	

工事書類の簡素化の取組－5

○受注者の負担軽減に係る「施工計画書の記載例」を作成

この計画書は参考として提示するものであり、受注した工事の内容、現場状況に応じ適切に作成しなければならない。

参 考

工事件名 ○○○○○○工事

総合施工計画書

工事監理 北陸地方整備局営繕部 保全指導・監督室
(又は北陸地方整備局 金沢営繕事務所)

品質計画、施工報告計画の承諾 平成○○年○○月○○日	
主任監督職員	監督職員

監 理 ○○○○会社

管理技術者 ○○ ○○ 印

主任技術者 ○○ ○○ 印

受注者 ○○○○建設工業(株)

主任(監理)技術者 ○○ ○○ 印

現場代理人 ○○ ○○ 印

監理業務がある場合のみ記載する。

1 一般事項

1.1 総 則

1.1.1 適用範囲

この施工計画書は、○○○○○○○工事の施工に適用する。

1.1.2 適用図書

※ 適用図書を記載する。

(参考記載例)

設計図、特記仕様書、現場説明事項書、質疑回答書、設計図書は以下による

- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編)(平成25年版)
- ・「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編)(平成25年版)
- ・

1.2 工事概要

※ 特記仕様書冒頭の工事概要等を記載する。

(参考記載例)

工 事 名 ○○○○○○○○工事

工事場所 ○○県○○市○○○

工 期 自 平成○○年○○月○○日
至 平成○○年○○月○○日

請負代金 ￥○○○,○○○,○○○円

受 注 者 ○○○○建設工業(株)

工事内容 ○○○○を撤去し、○○○を新設する。

1.3 実施工程表

※ 着手に先立ち作成し、監督職員の承諾を受けた実施工程表を添付する。

1.4 工事全般的な進め方

※ 1) 工事の全体的な手順と進め方、請負者としての当該工事重点施工管理項目を抽出し記載する。

2) 協力会社の工事への関わりと元請会社としての管理方法を記載する。

3) 請負者としての施工の基本方針を記載する。

工事書類の簡素化の取組－6

2 各種体制

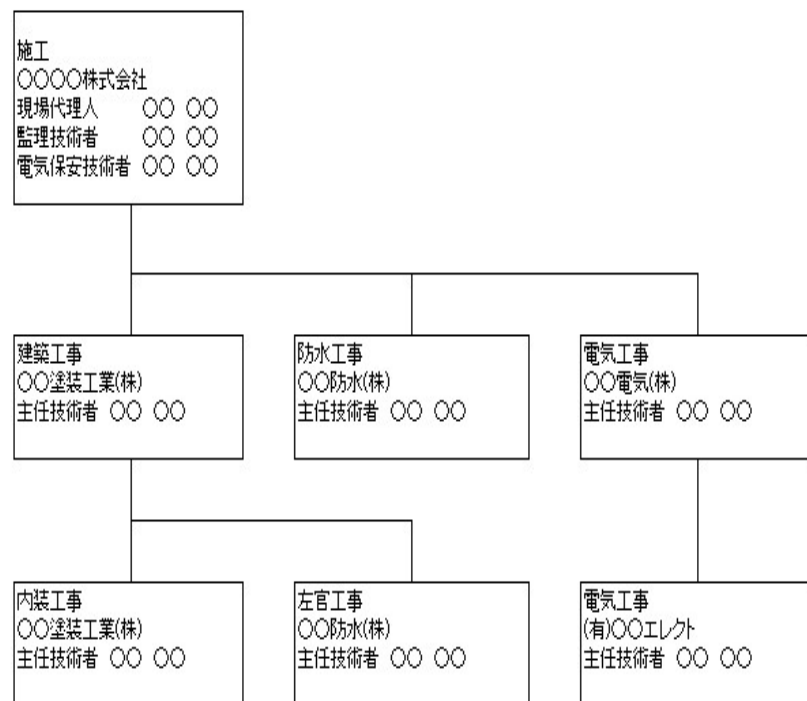
2.1 受注者組織表

※ 元請けの現場に取り組む組織体制図を記載する。

2.2 現場施工体制（現場職員構成、工種別責任者、電気保安技術者、各種技術者）

- ※ 1) 施工体制台帳の施工体系図を添付する。
 2) 一次下請け（二次下請け以下含む）の社会保険加入状況を確認し、未加入者の対応等を記載する。（基本的に未加入業者との契約はしない旨を記載するが、やむを得ない場合は、加入後の契約を締結する等の対応を記載する。）
 3) 契約当初の体制のため、予め決定している体制のみで良い。

（参考記載例）
 現場施工体制



・労働安全衛生関係法令に基づき配置する下請けの「安全衛生責任者」は、同法令により「統括安全衛生責任者等」と綿密な調整を行うことになっているため、下請けの作業時に現場に配置される者を選任すること。（選任の例：主任技術者等）

3 環境対策

※ 工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令及び標準仕様書の規定を遵守して下記の項目について対策を検討する。

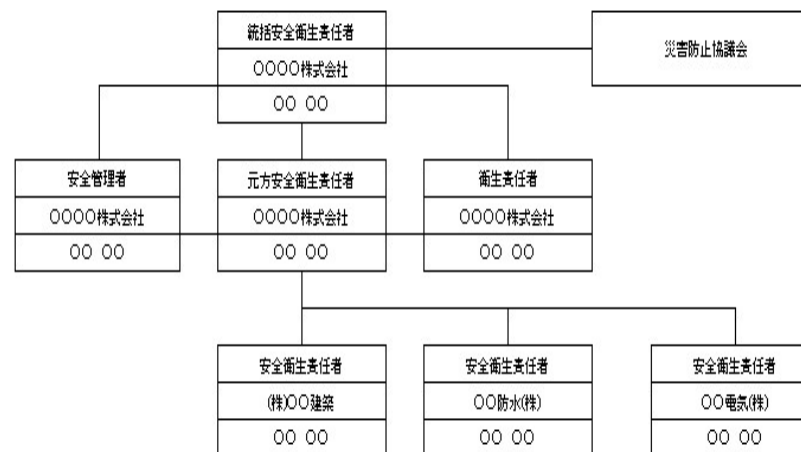
特に、都市計画区域については用途地域区分、その他、風致地区・景観保全地域等を考慮して、環境基準を遵守するよう仮設計画及び施工機械の選定等を計画する必要がある。

- ・騒音、振動対策
- ・防塵対策
- ・水質汚濁対策
- ・大気汚染対策（臭気対策含む）
- ・土壌汚染対策
- ・事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- ・産業廃棄物の対応
- ・その他の環境対策緊急時の連絡体制及び対応

2.3 現場安全・衛生管理体制（統括安全衛生責任者等）

- ※ 1) 労働安全衛生法で定められている現場の安全、衛生の管理体制を記載する。
 2) 契約当初の体制のため、予め決定している体制のみで良い。

（参考記載例）
 安全衛生管理体制



品確法において、成績評定を自らの発注や発注者間相互において活用するため、公共工事については評価の標準化やデータベースの整備等の措置を講ずるよう、また調査・設計については公共工事に準じた措置に努めるよう規定。

第7条第2項

発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条第2項

公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



公共建築工事等については、中央省庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議幹事会において、次の指針等を取りまとめ、工事及び設計業務等のそれぞれについて、成績の評価の標準化を進めています。

- 公共建築工事成績評定要領作成指針
- 建築設計等委託業務成績評定要領策定指針等

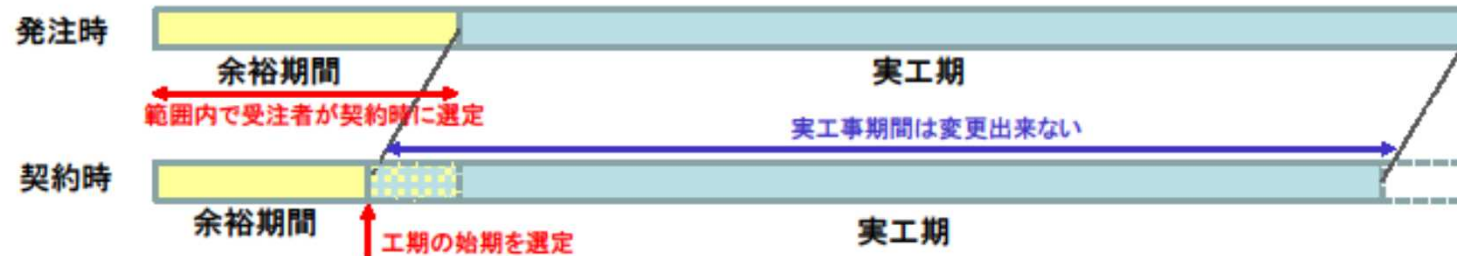
更に参加登録した発注機関の間で成績評定結果の共有化を図り、相互利用を行っています。

■余裕期間制度

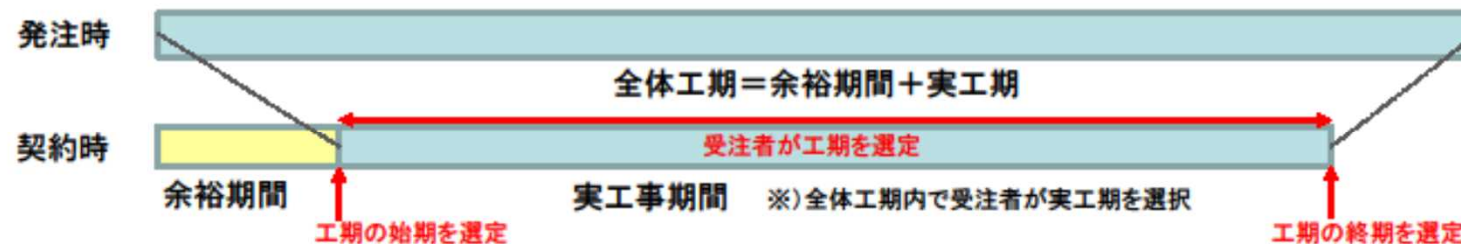
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

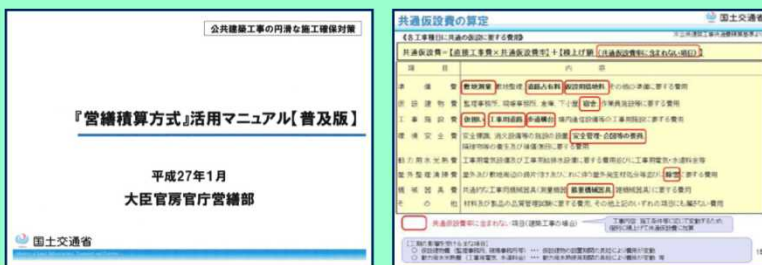


1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間 : 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

○ 「発注関係事務の運用に関する指針」の決定等を踏まえ、**公共建築工事を確実・円滑に実施するため、地方公共団体に対する各種支援を実施**

① 「営繕積算方式」活用マニュアル

積算基準に基づく積算方法に、公共建築工事の円滑な施工確保対策等をパッケージ化したものを実務的に分かりやすく解説したマニュアルを作成、公表。



③ 営繕工事積算チェックマニュアル

公共建築工事の積算時に数量の拾い忘れや計算間違いを防止するためのマニュアルを作成、公表。

4. 躯体					
名称	摘要	単位	内訳数量	チェック項目	式
-1 コンクリート					
躯体コンクリート	コンクリート総量	m ³		≒	延床面積 × (0.8)~(1.0) () × 0.8~1.
	基礎部	m ³		≒	延床面積 × (0.2)~(0.5) () × 0.2~0.
	軸部(地上部) 土間部を含む	m ³		≒	延床面積 × (0.5)~(0.8) () × 0.5~0.
仕上コンクリート	防水押え(厚さ80)	m ²		≒	建築面積 × (0.08) () × (0.08)
コンクリート足場	必要な場合	?		≒	延床面積

② 営繕工事における工期設定について

建設業団体と公共建築工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について検討を行い、その検討結果を取りまとめ、公表。

④ 公共建築相談窓口

新潟、富山、石川県内の地方公共団体等を対象に公共建築に関する相談窓口を開設、随時相談を受付。

窓口		電話番号
営繕部	計画課	025-280-8880
金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585

詳細は、北陸地方整備局HPを参照して下さい。 <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>



「公共建築相談窓口」本省HPより

公共建築相談窓口



北陸地方整備局営繕部では、新潟、富山、石川県内における公共建築全般にわたっての相談窓口を開設しております。

営繕事業及び営繕行政の的確な推進に向けて、地方公共団体等との情報交換、情報共有とした地域との連携の窓口として、官庁営繕行政に関わる相談窓口として設置されています。

相談窓口では、公共建築に関するあらゆる疑問・質問等をお待ちしていますので、お困りのことございましたら何でもご相談ください。

< お問い合わせ先 >

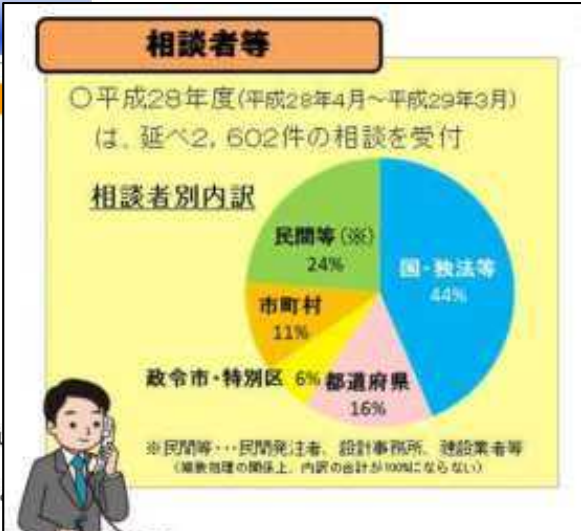
北陸地方整備局営繕部計画課
 電子メール [こちらから](#)
 TEL 025-280-8880(代表)
 FAX 025-370-6504
 受付時間 / AM9:00~PM5:00
 (土・日・祝日・年末年始を除く、電子メール・FAXは24時間受付)

出前講座

北陸地方整備局では、行政の透明性の向上と国民との対話を重視したコミュニケーション型国土行政の推進に向けた種々の取り組みのひとつとして、職員が直接、国土交通省の施策内容や地域の方向性について話をさせていただくとともに、地域の各種ニーズや生の声を聞かせていただき、行政にも反映させていくために、『出前講座』を実施しています。

『出前講座』の利用方法や講座のメニュー等は[こちら](#)

講座の内容によっては小学生、中学生を対象としているものもあるなど、学校教育の一環としてもご利用いただければと考えています。皆様の、日頃の疑問や、興味のある分野でお役に立てれば幸いです。



相談内容等

○主な相談内容

- ・企画・予算措置
- ・発注・実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
- ・保全
- ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等

○情報提供可能な直轄営繕工事の取組

- ・適正な予定価格の設定方法
- ・適切な工期設定の考え方
- ・適切な設計変更
- ・施工時期の平準化 等

【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

●平成29年4月からの対策強化

- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間…社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

【平成29年10月から適用】

- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、制裁金（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

1. 背景

将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令を改正する必要があります。

2. 政令改正の概要

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあっては4,500万円から6,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては3,000万円から4,000万円に、それぞれ引き上げます。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様の引上げを行います。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあっては5,000万円から7,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては2,500万円から3,500万円に、それぞれ引き上げます。

3. スケジュール

- ・閣議日：平成28年4月1日(金)
- ・公布日：平成28年4月6日(水)
- ・施行日：平成28年6月1日(水)

公共建築工事標準仕様書等を3年毎に改定 ～より環境に配慮した仕様に見直し～

「公共建築工事標準仕様書」等については3年毎に見直しを行っており、最新情報をホームページに掲載します。

国土交通省では、国家機関の建築物の整備や保全指導等を効率的かつ的確に実施するため、計画、設計、施工、保全等の各分野において、技術基準(基準・要領・資料※)を定めています。

これらの技術基準を活用することにより、国家機関の建築物の整備や保全について一定の方向性と水準の確保を図るとともに、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、環境への配慮等、社会的要請に的確に対応するよう努めています。

※ 基準・要領・資料について

- ・「基準」とは、統一かつ効率的に官庁施設の営繕等を実施するために必要となる技術的事項等を定めたもの。
- ・「要領」とは、営繕等の業務を統一的又は効率的に行うための業務管理に係る事項等を定めたもの。
- ・「資料」とは、基準又は要領を円滑かつ適切に実施するために必要となる資料、官庁施設の営繕等に当たっての指針となる事項等を取りまとめたもの。

国土交通省HP

官庁営繕 技術基準 各基準類のダウンロード

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-3

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への発注情報のメール配信を平成29年度も引き続き行います。

公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。(既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。)

1. 登録開始日等

いつでも登録・変更・登録解除ができます。(発注情報がメール配信されるのは、それぞれの工事・業務の公告日の午前9時以降)

2. 対象となる発注機関と工事・業務種別

発注機関：国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局営繕部、各地方整備局 営繕部及び営繕事務所、沖縄総合事務局開発建設部営繕課

工事種別：建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備(エレベーター)等

業務種別：設計、工事監理、調査検討、測量・敷地調査

3. 登録方法

①または②にアクセスし、表示に従い登録手続を行ってください。PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録できます。

登録は無料です。

① 国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページにあるバナー「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」

② ホームページ「http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html」

4. メール配信される発注情報

原則、入札公告日(または公示日)に、①～③の内容が配信されます。

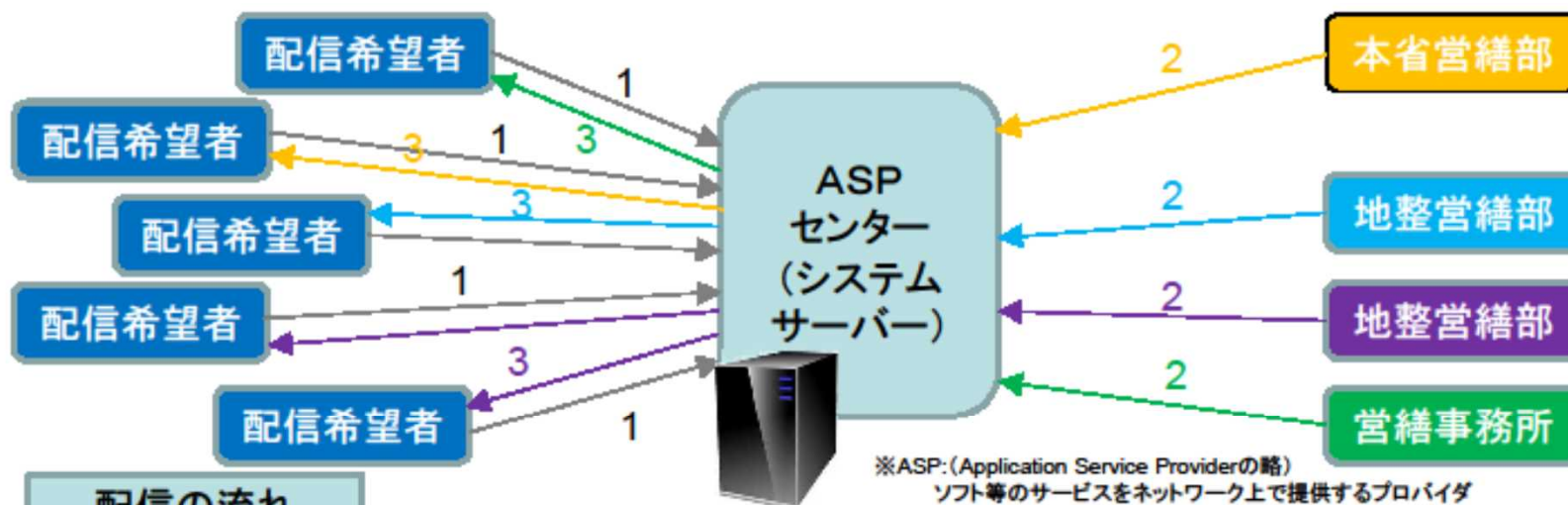
① 工事名称、または業務名称

② 工事種別・工事の等級区分・施工場所、または業務種別

③ 技術資料(工事)、参加表明書(業務)の提出締切日 なお、正式な内容は入札情報サービス(<http://www.i-ppi>)にてご確認下さい。

5. 配信期間

平成30年3月末までを予定しています。次年度以降の実施については決定次第、登録されたアドレス宛てにメールでお伝えします。国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページでもお知らせいたします。



- 配信の流れ**
1. 配信希望者が配信登録用HPにて、配信希望内容を登録します(登録情報はASPセンターに保存されます)。
 2. 各発注機関(本省・地整営繕部等)が、公告情報(公示情報を含む)をASPセンターに入力します。
 3. ASPセンターより、公告情報に合わせた配信希望者にメールが配信されます。

国土交通省 北陸地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Hokuriku Regional Development Bureau

● 防災情報 ● 地域・まち・住まいづくり ● 技術・建設産業 ● 河川 ● 道路 ● 港湾空港 ● **営繕** ● 用地

河川・道路ライブカメラ

災害・防災情報

2018年12月7日 10:00分
この防災情報(注意)

記者発表

【6月20日】河川部
平成29年5月の北陸地方整備局管内の水文・水質状況【PDF:119KB】

【6月20日】高山河川国道事務所
特殊車両通行許可を実施しました【PDF:210KB】

【6月20日】金沢河川国道事務所
平成29年度築港功労表彰式を行いました【PDF:134KB】

【6月19日】金沢部
土質改良の早い手探保・育成性土壌改良(新製剤配合)を確ね、～産官学が連携し、今年度の取り組みを議論します。～【PDF:325KB】

【6月19日】長岡国道事務所
入札公告掲載工事の見学を行います【PDF:358KB】

【平成29年6月20日】河川・道路 ライブカメラ画像の更新停止についてNEW

【平成29年6月20日】水文・水質状況(H29.5)を更新しました。NEW

【平成29年6月19日】入札公告を掲載しました。(物品・役務)

【平成29年6月13日】入札公告を掲載しました。(物品・役務)

【平成29年6月8日】道路構造技術者研修(橋梁別編1)遠隔度訓練のポイン
ト研修を実施しました。

【平成29年5月31日】土木工事設計科年度H29.6を更新しました。

【平成29年5月28日】(採用案内)北陸地建 現職長官会(新潟県・石川)交付を閉

防災リンク

● 河川水位
● 津波情報
● 沿岸海洋情報
● XRAIN高活性レーダ雨量計ネット
ワーク【NEW】
● ゼム防災情報提供システム
● 洪水想定区域(想定最大規模)
NEW

目的別メニュー

● 活力ある地域づくり
● 住民参加型プロジェクト
● 暮らしと環境
● 防災と安全
● お役立ち情報
● 情報公開

トピックス

北陸地方整備局(建設産業を除く)では、平成29年10月1日から入札公告を行う
電子調達システム(電子入札システム)に移行
【電子調達システム
(GEPS)】に移行
電子調達システム(GEPS)の導入につ
いて

ピックアップ情報

● 入省案内
● インフラリズム
(設備更新)
● 道の駅
● 北陸東海地方計画
(国土形成計画)
● 入札契約情報
● 公共工事の品質確保
● 整備局の紹介

北陸建設業の
担い手確保・育成性土壌改良
facebook 運用方針
緊急連絡情報メール
配信サービス
携帯版ホームページ
(防災)
http://www.hrr.
mlit.go.jp/i/

お問い合わせ窓口

● 各種相談窓口
● 各事業・施策相談窓口
北陸地方整備局について
● 業務内容
● 組織図・幹部職員一覧表
● 人事情報
● 営業局各課電話番号
● 営業局案内
● 管内各事務所の紹介

国土交通省北陸地方整備局(管内国4666)
〒950-8801 新潟県新潟市中央区東長町1-1-1 電話 025-230-0880
● ご利用上の注意 ● リンク・著作権 ● プライバシーポリシー

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Copyright(C)2001-2017 北陸地方整備局 All Rights Reserved.



国土交通省 北陸地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Hokuriku Regional Development Bureau

● 防災情報 ● 地域・まち・住まいづくり ● 技術・建設産業 ● 河川 ● 道路 ● 港湾空港 ● 営繕 ● 用地

事業別メニュー

営繕部

● 営繕工事・業務の発注に関する情報
● 新着情報
● 発注情報
● イベント情報
● 事業紹介
● 保全
● 申請手続
● 公共建築相談窓口
● 営繕紹介
● リンク

お問い合わせ窓口

● 各種相談窓口
● 各事業・施策別窓口
北陸地方整備局について
● 業務内容
● 組織図・幹部職員一覧表
● 整備局各課電話番号
● 整備局案内
● 管内各事務所の紹介

官庁営繕工事・業務
メール配信サービス

営繕部

新着情報

2017年9月8日 H29の主要事業を更新しました。

2017年5月22日 えいぜん通信(北陸) 2017番号を掲載しました。【PDF:10KB】

2017年4月12日 発注見直し(工事・業務)を更新しました。【PDF:10KB】

2017年1月20日 えいぜん通信(北陸) 2017冬号を掲載しました。

2017年1月9日 発注見直し(工事・業務)を更新しました。

2016年11月18日 えいぜん通信(北陸) 2016秋号を掲載しました。

発行情報メール配信サービス(工事・業務)

メール配信サービス登録はこちら【PDF:10KB】

営繕関係入札公告に関する工事概要

入札公告に関する概要(工事)

・伏木港湾合同庁舎(17)外壁・屋根・屋根改修工事 H29.5.31公告【PDF:10KB】

・長岡自動車検査登録事務所(17)空調設備改修工事 H29.5.24公告【PDF:10KB】

・十日町簡易裁判所(17)エレベーター設備工事 H29.4.26公告【PDF:10KB】

・長岡自動車検査登録事務所(17)耐震改修工事 H29.4.26公告【PDF:10KB】

※入札の詳細説明については、電子入札システム又は入札情報サービス(PPI)からダウンロード出来ま
す。

発注見直し(工事・業務)

・営繕部発注見直し H29.4.3現在

・金沢営繕事務所発注見直し H29.4.3現在

円滑な施工確保の取組み

● 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン (平成27年6月)

● 営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案) (平成27年10月)

● 営繕工事における工事関連図書の情報化(平成28年7月版)、効率化のための「施工計画書の記載例(平
成27年7月版)」の施行

● 技術に関する説明事項

● 公共建築工事営繕算方式活用マニュアル【普及版】

● 営繕工事算査チェックマニュアル(平成27年版)

● 営繕工事における工期設定について

40